

○ 愛知大学出版助成規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知大学（以下「本学」という。）における学術図書出版の助成（以下「助成」という。）に関する事項を定め、出版困難な研究成果の発表を助成促進し、学術の振興に寄与することを目的とする。

(予算)

第2条 助成を行うため、毎年相当額の予算を計上するものとする。

(助成の対象)

第3条 助成の対象となるものは、本学の専任教育職員（特別任用教員、客員教員及び名誉教授は除く。）の研究成果で、別に定める基準に該当するものでなければならない。

(助成の申請)

第4条 助成を受けようとする者は、前年度の10月末日又は当該年度の4月末日までに、所定の様式による申請書を学長に提出しなければならない。

2 前項の申請にあたっては、当該学術図書の予定出版社を選定しておくものとする。

(助成の決定)

第5条 第4条に定める申請があったときは、学長は研究委員会の答申に基づき、大学評議会の議を経て、助成の可否、助成する金額及び助成金支払いの時期を決定する。

(義務)

第6条 助成金の交付決定を受けた者は、当該年度中に図書の出版を完了しなければならない。

2 学長は、助成金を受けた者が正当な事由なく次の各号の一に該当するに至ったと認められる場合には、研究委員会の答申に基づき、大学評議会の議を経て助成金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

(1) 所定の期日までに出版が完了しないとき。

(2) 申請書記載事項と刊行された図書が著しく異なるとき。

3 助成金の交付を受けた者は、刊行後速やかに出版した図書3部を添付して、所定の様式による出版助成金実績報告書を学長に提出しなければならない。

第7条 削除

第8条 削除

第9条 削除

第10条 削除

第11条 削除

(事務の所管)

第12条 この規程による助成に関する事務は、研究支援課又は総務課が所管する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、研究委員会及び研究政策・企画会議の議を経て、常任理事会、学内理事会及び大学評議会の承認を得なければならない。

附 則 (制定)

この規程は、昭和60年6月1日から施行する。

附 則 (客員教員制度及び事務組織の変更に伴う改正)

この規程は、1993年3月1日から施行する。

附 則 (助成出版図書の提出部数の変更に伴う改正)

この規程は、1994年4月1日から施行する。

附 則 (申請期限、出版完了期限及び委員会組織の変更に伴う改正)

この規程は、1996年4月1日から施行する。ただし、1996年度の助成の申請は、5月末日までとする。

附 則 (教養部組織の廃止及び報告書の名称の変更に伴う改正)

この規程は、1998年4月1日から施行する。

附 則 (助成の再申請に関する規定の追加、字句の整理等に伴う改正)

(施行期日) 1 この規程は、2002年4月1日から施行する。

(経過措置) 2 第4条の規定にかかわらず、2002年度における申請は、当年6月15日までとする。

附 則 (事務組織の再編に伴う改正)

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則 (全学研究体制の見直しに伴う改正)

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則 (申請資格及び申請機会の見直しに伴う改正)

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則 (事務組織の再編、規程改廃手続きの明確化及び字句整理に伴う改正)

この規程は、2012年2月9日から施行する。

附 則 (規程の改廃手続の変更に伴う改正)

この規程は、2014年5月22日から施行する。

附 則 (出版助成金交付手続の変更に伴う改正)

この規程は、2025年4月1日から施行する